

龍ヶ崎市建設工事施工適正化指導要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に基づき、元請下請関係の合理化、適正な施工体制の確立、建設工事に係る紛争相談等に関し必要な事項を定めることにより、建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設業者 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の許可（同条第3項の規定による許可の更新を含む。）を受けて建設業を営む者をいう。
- (2) 建設業を営む者 建設業者及び許可を受けないで建設業を営む者をいう。
- (3) 特定建設業者 法第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可（同条第3項の規定による許可の更新を含む。）を受けた者をいう。
- (4) 下請契約 建設業を営む者が、建設工事を他の者から請け負い、当該建設工事の全部又は一部について他の建設業を営む者に請け負わせる場合に締結する請負契約をいう。
- (5) 主管課長 工事の所管の課等の長をいう。
- (6) 元請負人 下請契約における注文者で建設業を営む者をいう。
- (7) 下請負人 下請契約における請負人で建設業を営む者をいう。

(契約の締結)

第3条 市と建設業者との間における請負契約は、法第19条第1項各号に掲げる事項が記載された工事請負契約書（工事請負契約約款を含む。）又はこれに準ずる書面により締結しなければならない。

2 元請負人及び下請負人は、工事の開始に先立って建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告）又はこれに準拠した内容をもつ下請契約書により下請契約を締結しなければならない。

(一括下請負の禁止等)

第4条 建設業者は、その請け負った建設工事をいかなる方法をもってするを問わず一括して他人に請け負わせてはならない。

2 元請負人がその下請工事に実質的に関与（元請負人自ら総合的に企画、調整及び指導（施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び

安全管理，工事目的物，工事仮設物，工所用資材等の品質管理，下請負人間の施工の調整，下請負人に対する技術指導，監督等）を行うことをいう。）していると認められる場合を除き，次の各号のいずれかに該当する場合は，前項に規定する一括下請負とみなす。

- (1) 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合
- (2) 請け負った建設工事の一部であって，他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合

3 建設業者は，不必要な重層下請を行ってはならない。

（下請契約締結の制限）

第5条 特定建設業者でなければ，市から直接請け負った建設工事を施工するための次の各号のいずれかに該当する下請契約を締結することはできない。

- (1) 下請代金の額が1件で3，000万円以上（当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては4，500万円以上）である下請契約
- (2) 一件の建設工事で下請契約が2以上になる場合において，その下請契約を締結することにより，下請代金の総額が3，000万円以上（当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては4，500円以上）となる下請契約

（適正な下請負人の選定）

第6条 元請負人は，下請負人の選定に当たっては，施工能力，経営管理能力，雇用管理及び労働安全衛生管理の状況，労働福祉の状況，関係企業との取引の状況等を的確に評価し，少なくとも次に掲げる事項のすべてを満たしている優良な者を選定するよう努めるものとする。

- (1) その建設工事を施工するに足る技術力を有すること。
- (2) その建設工事を施工するに足る労働力を確保できると認められること。
- (3) その建設工事を施工するに足る機械器具を確保できると認められること。
- (4) その建設工事を施工するに足る法定資格者を確保できると認められること。
- (5) 過去における工事成績が優良であること。
- (6) 財務内容が良好で，経営が不安定であると認められないこと。
- (7) 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに，労働条件が適正であると認められること。
- (8) 建設労働者の募集は適法に行うことはもとより，出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。
- (9) 一つの事業場に常時10人以上の建設労働者を使用しているものにあつては就業規則を作成し，労働基準監督署に届け出ていること。
- (10) 現に事業の附属寄宿舍に建設労働者が居住している場合においては，寄宿舍規則

を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。

- (11) 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
- (12) 賃金不払いを起こすおそれがないと認められること。
- (13) 取引先企業に対する代金不払いを起こすおそれがないと認められること。

(下請契約の適正な履行)

第7条 元請負人と下請負人は、対等な立場における合意に基づき下請契約を締結し、下請契約に定められた条項を適正に履行しなければならない。

2 元請負人は、次に掲げる事項を遵守するとともに下請負人の倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約の関係者に対し、工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を生じさせないように十分配慮しなければならない。

- (1) 元請負人は、下請契約締結後、自己の地位を不当に利用して、下請工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請負人に購入させてその利益を害しないこと。
- (2) 元請負人は、下請契約締結後、正当な理由なしに、下請代金の額を減じないこと。
- (3) 元請負人は、下請負人から請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了すること。
- (4) 元請負人は、前号の検査によって工事の完成を確認後、下請負人が申し出たときは、直ちに当該工事の目的物の引渡しを受けること。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がされている場合は、この限りでない。

(下請代金の支払条件)

第8条 下請契約における下請代金の支払においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 下請代金の支払は、請求書提出日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。
- (2) 下請代金の支払は、できる限り現金払いとし、現金払いと手形払いを併用する場合にあっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払いとすること。
- (3) 手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間とすること。
- (4) 現金払い約定の下、元請負人の都合により下請代金の支払を現金払いから手形払いに変更し、又は手形期間を延長するときは、当該手形の割引に要する費用又は増加費用は元請負人の負担とすること。
- (5) 元請負人は、一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とするものをいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。

- (6) 元請負人は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請負人に対し、その支払額に相応する下請代金を、支払を受けた日から1月以内でかつ、できる限り短い期間内に支払うこと。
- (7) 元請負人は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を現金で前払金として支払うなど、適切な配慮をすること。
- (8) 特定建設業者が元請負人となる下請契約（下請契約における下請負人が特定建設業者又は資本金が4,000万円以上の法人であるものを除く。）における下請代金の支払期日は、当該特定建設業者が自身の請負代金を受領したか否かにかかわらず、建設工事の完成を確認した後、下請負人からの引渡しの申し出の日から起算して50日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内に定めなければならない。
- (9) 建設工事の元請負人自身から、その建設工事に必要な資材を購入させる場合は、正当な理由がないのに、その建設工事の下請代金の支払期日前に、資材の代金を支払わせないこと。

（施工体制の把握）

第9条 特定建設業者は、市から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が3,000万円以上（建築一式工事にあつては4,500万円以上）になるときは、施工体制台帳（様式第1号又はこれに準ずるもの）及び施工体系図（様式第2号又はこれに準ずるもの）を作成し、当該建設工事の施工体制を的確に把握するものとする。

- 2 前項の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、再下請負通知書（様式第3号又はこれに準ずるもの）を作成し、前項の特定建設業者に通知しなければならない。
- 3 第1項の特定建設業者は、施工体制台帳を工事現場ごとに備え置くとともに、市長に提出しなければならない。
- 4 第1項の特定建設業者は、施工体系図を当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- 5 前各項及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の3の規定は、請負代金の額にかかわらず、市発注工事を請け負った建設業者及びその下請負人に準用する。

（技術者の適正な配置）

第10条 建設業者は、その請け負った建設工事の適正な施工を確保するため、当該工

事現場に主任技術者を設置し、工事施工の技術上の管理を行わなければならない。

- 2 市から直接工事を請け負った特定建設業者は、当該工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が3,000万円以上（当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては4,500万円以上）になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該工事現場に監理技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。
- 3 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条に定める建設工事においては、前2項に定める主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任でなければならない。この場合において、当該技術者は、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、常時継続的に当該工事現場において専らその職務に従事するものとする。
- 4 市が発注する建設工事においては、前項に定める専任の監理技術者は、法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けた者のうちから選任しなければならない。

（現場代理人の配置）

第11条 公共工事においては、主任技術者又は監理技術者のほか請負契約の的確な履行を確保するため、請負人の代理人として、工事現場の取締りを行い工事に関する一切の事項（工事現場の保安、火災予防、風紀衛生等の事項及び契約上の権利・義務に関する事項）を処理するため、常駐の現場代理人を置かなければならない。

- 2 前項の現場代理人は、主任技術者又は監理技術者と同一人が兼ねることができる。

（雇用条件等の改善）

第12条 建設業者は、建設労働者の雇用及び労働条件の改善などを図るため、安定的な雇用関係の確立や建設労働者の収入の安定などを図りつつ、次に掲げる事項について措置するものとする。

- (1) 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇入れに関する文書の交付を行うこと。
- (2) 適正な就業規則の作成に努めること。この場合において、一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用するものにあつては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ていること。
- (3) 賃金は、毎月1回以上一定日に通貨でその全額を直接、建設労働者に支払うこと。
- (4) 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に作成すること。
- (5) 労働時間管理を適正に行うこと。この場合において、労働時間の短縮や休日の確保には十分配慮すること。
- (6) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に従う等建設工事を安全に施工するとともに、特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職

務についた者等に対する安全衛生教育を実施すること。

- (7) 災害が発生した場合は、当該下請契約における注文者及び発注者から直接建設工事を請け負った建設業者に報告すること。
- (8) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を適正に納付するとともに、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。
- (9) 厚生年金基金の加入に努めるとともに、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対しても、国民年金基金に加入するよう指導に努めること。
- (10) 就業規則に退職金の制度に関する規定を設けるなど退職金制度を確立すること。
- (11) 任意の労災補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。
- (12) 自らが使用するすべての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めるとともに、特に、常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。
- (13) 建設労働者のための宿舍を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合において、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)における寄宿舎に関する規定を遵守すること。
- (14) 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設（食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室、シャワー室等）の整備に努めること。
- (15) 建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修及び教育訓練に努めること。
- (16) 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。
- (17) 建設労働者の募集は適法に行うこと。
- (18) 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。

（市発注工事における提出書類等）

第 13 条 市発注工事において、市から直接建設工事を請け負った建設業者は、その請負代金の額にかかわらず、下請負契約がある場合は、施工体制台帳及び施工体系図等を整備し、契約締結後遅滞なく次に掲げる書類を工事主管課長に提出するとともに、記載事項に変更が生じた場合は速やかに変更事項を書面により提出するものとする。

- (1) 施工体制台帳
- (2) 施工体系図
- (3) 添付書類（写し）

ア 市と締結した請負契約に係る契約書

イ 下請負人と締結した下請契約に係る契約書

ウ 主任（監理）技術者及び専門技術者が資格を有することを証する書面及びそ

の者が雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面（雇用契約，健康保険証等）

エ 再下請負通知書(下請負人と締結した下請契約に係る契約書を添付する。)

- 2 市発注工事において，市から直接建設工事を請け負った建設業者は，当該工事の現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を選任し，市との請負契約締結後原則として7日以内に現場代理人及び主任（監理），専門技術者選（改）任通知書（様式第4号又はこれに準ずるもの）を契約担当課長を經由して工事主管課長に提出しなければならないものとし，専門技術者を選任したときも同様とする。
- 3 市から直接建設工事を請け負った建設業者は，下請契約を締結したときは，下請負人通知書（様式第5号又はこれに準ずるもの）を市と請負契約を締結した日から原則として30日以内に，その後の下請契約に係るものは，下請契約締結の日から10日以内にそれぞれ工事主管課長に提出しなければならない。
- 4 市から直接建設工事を請け負った建設業者は，1件の請負代金の額が500万円以上の建設工事にあつては，建設業退職金共済組合証紙標準購入時状況報告書（様式第6号）により，請負契約を締結した日から30日以内に工事主管課長に報告しなければならない。

（市工事における調査等）

第14条 工事主管課長は，次に掲げるとおり，調査，指導等を行うこととする。

- (1) 技術者の適正配置等の工事現場の施工体制を適正なものとするため，当該工事現場の施工体制が，提出された施工体制台帳等の記載に合致しているか点検するため，施工体制等チェックリスト（様式第7号）による調査を実施すること。
- (2) 工事主管課長は，前号の点検のほか，市発注工事について，入札契約適正化法第11条各号のいずれかに該当している疑いがあるときには，その状況について調査しなければならない。
- (3) 工事主管課長は，前2号の調査の結果を速やかに調査報告書（様式第8号）により，契約担当課長に届出書等を含め調査内容の写しを添付して報告するものとする。

（報告手続）

第15条 前条第3号の報告を受けた契約担当課長は，建設業許可行政庁等関係機関へ報告をする手続を行うものとする。

付 則

この要領は，平成17年8月1日から施行する。

この要領は，平成27年7月1日から施行する。